

平成 21 年 5 月 22 日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19730499
 研究課題名（和文） 現代イギリスの信仰学校についての研究
 公教育における私事性と公共性の観点から
 研究課題名（英文） A Study on Faith Schools in England
 From the View Point of Private and Public Nature in State Education
 研究代表者
 青木 研作（AOKI, Kensaku）
 早稲田大学・教育・総合科学学術院・助手
 研究者番号：20434251

研究成果の概要：信仰学校（faith school）に対する国の政策、設置に関する地方行政の対応、信仰学校の実態等を研究することにより次の3点を明らかにした。第一に、イギリス社会において信仰学校は教育の私事性を拡大する存在として認識されていること。第二に、しかしながら、信仰学校の設置が認められている背景には、教育効果やニーズや社会的一体性（social cohesion）などの複数要因を総合的に判断して公教育制度をよりよいものにしようとする教育行政機関の考えが反映されていること。第三に、今後の信仰学校の課題としては、各宗教団体の利害を超えた教育供給主体としての責任、すなわち教育の公共性への関与が積極的に求められていること。これらを通じて、イギリスにおける教育の公共性議論がどのように展開されているのかの一端を明らかにできた。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	500,000	0	500,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
総計	1,000,000	150,000	1,150,000

研究分野：教育行政学、教育政策・制度論

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：イギリス、信仰学校、公教育制度、教育の公共性と私事性、学校の多様化、新自由主義的教育政策、教育行政、学校設置

1. 研究開始当初の背景

民主主義と人権概念を中核に成立する現代民主主義社会における公教育については、民主制の主体を形成するという要請と精神的自由を保障するという要請の対立状況が世界各地でしばしば見られる。我が国においては教科書裁判などを通して行われてきた「国民の教育権」対「国家の教育権」という文脈での論争がその例にあたるだろう。こうして1960

年代または1970年代にみられた一連の対立状況は公教育における私事性と公共性の議論を深める働きを担ったが、我が国で行われた議論は国家の教育要求の氾濫をいかに防止するかという点に集中し、公教育に対する国家の関与は国民の自由にとって悪であるという二項対立的解釈を強める作用をもっていたといえる。

しかしながら、先進諸国のいくつかで1980年代から起こってきた福祉国家的な教育政

策から新自由主義的な教育政策へという改革や、移民の増大がもたらす価値の多様化の影響を受け、この二項対立的な状況把握では対応できない公教育に対する要求が現れるようになる。こうした状況で必要とされるのは、公教育における私事性と公共性をめぐって争われたどちらが優位であるかという従来の論点ではなく、どのようなあるいはどれくらいの私事性が認められるのか、またはどのような公共性が私事性を縛る必要があるのかといった議論である。

私はこうした問題意識の中で、イギリスの信仰学校に対する新労働党政権の政策に注目した。

2. 研究の目的

本研究は、公教育における私事性と公共性の問題を現代の文脈の中で再検討したいという動機の下、そうした問題が顕著に現れている信仰学校を研究対象として設定し、行われるものである。信仰学校とは宗教的性格を有する学校の通称であり、イギリスの公教育制度のなかで歴史的に重要な役割を果たしてきた。特に、国教会とカトリックの勢力が大きく、キリスト教以外の信仰学校としてはユダヤ教だけが存在していたが、1997年に労働党が政権についてからは公費で維持されるイスラム教やシク教の信仰学校が誕生している。また、新労働党の信仰学校に対する政策のもう一つの特徴として、マイノリティの信仰学校だけでなく、信仰学校全体の数の増加を奨励していることが挙げられる。この理由は、学力水準の高さ、子どもたちに良い影響を与える独特なエートス、そして親からの厚い信頼を信仰学校が持つからである。

しかしながら、信仰学校は私事性の非常に強い学校でもある。人気の高い信仰学校の場合は、その信者の子弟から優先的に生徒を選抜でき、特定宗派の宗教教育も認められている。また、信仰学校の拡大は宗教的分断を加速し、それは民族あるいは人種的な分断に直結していくことも考えられる。信仰学校の拡大を奨励する上で、この学校が近隣住民の教育機会を保障することを軽んじ、特定の価値に対する批判を許さず、社会的一体性を発展させようとする危険性があるならば、公共性の観点から何らかの介入が必要になる。こうした例は、ナショナル・カリキュラムにおけるシティズンシップ・エデュケーションの導入への期待や信仰学校に包括的な入学者選抜方針を求めた政府の声明などに現れている。

信仰学校は学力が高い学校が多いためそれを支持するのは信仰心の厚い親ばかりではなく、また国教会の多くの学校がそうであるように包括的な価値教育や入学者選抜方針に

努めているところもある。しかしながら、従来ならば信仰学校の私事性に信頼を寄せていた人々の一部も、社会の多元化が進むことで、そこに公共性の縛りが加わることを望むようになってきているのである。すなわち、新労働党政権下の信仰学校に注目することは、公教育における私事性と公共性の問題を扱うための好事例だといえる。

イギリスの信仰学校についての我が国の先行研究では、まず、新労働党政権の信仰学校政策について紹介した佐々木毅の「中等教育改革における信仰学校 faith schools の問題」(『イギリスの中等教育改革に関する調査研究 総合制学校と多様化政策 中間報告書(2)』、2005年、pp.14-22.)を挙げることができる。佐々木の論文は新労働党政権下の信仰学校が引き起こす諸問題に注目し、我が国におそらく最初に紹介したという点で貴重なものであるが、政策展開の表面的な紹介にとどまるものであった。

次に、公教育における私事性と公共性の文脈で信仰学校を取り上げているのは清田夏代の『現代イギリスの教育行政改革』(勁草書房、2005年)である。清田は新労働党の信仰学校政策について多元化社会に適應する新たな公教育制度モデルであるという好意的な評価を与えており、信仰学校が私的な性格を有することへの懸念については、宗教教育、シティズンシップ・エデュケーション、人格教育の内容を適切なものにする、公共性とのバランスをとることができることを主張する。ただ、清田の研究は理論的な面に重点が置かれており、信仰学校の実態を明らかにする実証的な面からの研究によって補完される必要がある。

イギリスにおける先行研究では、まず、Roy Gardner, Jo Cairns and Denis Lawton (ed.), *Faith Schools: Consensus or Conflict?*, RoutledgeFalmer, 2005. を新労働党政権下の信仰学校についての包括的な研究を行った文献として挙げることができる。教育政策の観点からいえば、Geoffrey Walfordが1990年代中頃から信仰学校についての研究を続けており、彼は公費維持の信仰学校が増えることは、公教育における私事性の拡大と公共性の保証の両面をもつと主張している。他にもさまざまな観点からの研究論文が存在するが、大別すれば、中央政府の信仰学校政策に対する研究と、個々の信仰学校の教育に対する研究に焦点をあてたものが多い。

これらの先行研究を踏まえ、本研究では次のように目的を設定した。

(1) 信仰学校政策の展開ならびにそれにより生じる諸問題について、私事性と公共性の観点 (= 教育行政学的観点) から検討すること。

(2) 信仰学校政策への評価について、理論的な面からの研究だけでなく、信仰学校の実態を調査したうえで、より実証的な研究によって、結論を導くこと。

(3) イギリスの先行研究においてもあまり扱われていない信仰学校の設置過程に注目し、設置認可権をもつ地方教育行政と信仰学校の関係、あるいは信仰学校の社会的一体性に関わる教育活動を調査・検討すること。

3. 研究の方法

本研究は2年間のプロジェクトのため、年度ごとにその研究方法を記す。

平成 19 年度

(1) 先行研究の収集・整理・分析

先行研究については次の3つの観点から収集・整理・分析を行った。その際、扱った主な文献について観点ごとに列記する。

信仰学校政策に関する公式文書

Department for Education and Skills, *Schools: Building on Success*, 2001.

Department for Education and Skills, *Schools: Achieving Success*, 2001.

信仰学校政策に対するメディアの反応

新聞(全国紙)のバックナンバーを参照。例、Times, Times Educational Supplement, Guardian 等。

信仰学校政策に関する主要文献

Burtonwood, N., 'Political Philosophy and the Lessons for Faith-based Schools', *Educational Studies*, vol.28, no.3, Carfax Publishing, p.239-252.

Jackson, R., Should the State Fund Faith Based Schools? A Review of the Arguments, *British Journal of Religious Education*, 25:2, 2003, pp.89-102.

Judge, H., Faith-based Schools and State Funding: a partial argument, *Oxford Review of Education*, 27:4, 2001, pp.463-474.

Schagen, S., Davies, D., Rudd, P. and Schagen, I., *The Impact of Specialist and Faith Schools on Performance*, Slough: NFER, 2002.

(2) 信仰学校に関する実態調査

次の3つの地域へのインタビュー調査を通じて信仰学校に関する実態調査を行った。

リーズ市における調査

リーズ大学教育学部上級講師ニール・パートウッドへのインタビュー調査を行い、教育学における信仰学校研究の状況について解説を受けた。また、アビー・グランジ国教会中等学校への訪問ならびにキャロル・キルソン副校長へのインタビュー調査を行い、国教会学校の特徴について説明を受けた。

ロンドン、ワンズワース区における調査

信仰学校に対する教育行政官の見解を知るために、ワンズワース区子どもサービス局局長ポール・ロビンソンへのインタビュー調査を行った。また、非宗教の中等学校と比較するために、チェスナット・グローブ中等学校への訪問ならびにマーガレット・ピーコック校長へのインタビュー調査を行った。

サリー州における調査

カトリック学校であるセント・ジョン・バプティスト中等学校を訪問し、宗教教育の授業を視察した。また、ジェイミー・ヘイゼルデン宗教教育主任へのインタビュー調査を行い、カトリック学校が公費で維持されることの意義について話をうかがった。

平成 20 年度

(1) 信仰学校の設置に関する資料の収集・整理・分析

信仰学校の設置に関する資料については次の2つの観点から収集・整理・分析を行った。その際、扱った主な文献について観点ごとに列記する。

信仰学校の設置に関する行政文書

学校問題調停官による設置認可通知書ならびに設置不認可通知書

学校編成委員会の議事録

信仰学校の設置に関するメディアの反応

新聞(全国紙、地方紙、機関紙)のバックナンバーを参照。例、Times Educational

Supplement, Leicester Mercury, Church Times 等。

(2) 信仰学校に対する宗教団体ならびに世俗主義団体の見解

信仰学校に対する宗教団体ならびに世俗主義団体の見解については、次の2つの団体に注目した。

国教会の見解

Church Schools Review Group, *The Way ahead: Church of England schools in the new millennium*, Church House Publishing, 2001.

英国ヒューマニスト協会の見解

BHA, *A Better Way Forward: BHA policy on religion and schools*, September 2002, Revised January 2006.

(3) 信仰学校に対する実態調査

ロンドン、ワンズワース区において次の2か所を訪問し、インタビュー調査を行った。

ワンズワース区子どもサービス局

ポール・ロビンソン局長に信仰学校の設置に関する行政の役割についての説明を受けた。

ジョン・ポール・カトリック・ハイ・スクール

エドワード・コンウェイ校長にカトリック学校の特徴についての説明を受けた。また、宗教教育の授業を視察し、リサ・マッキム宗教教育主任へのインタビューを行った。

4. 研究成果

(1) イギリス公教育制度における信仰学校の位置づけを明確にしたこと。

信仰学校は公費で維持される学校としてイギリス公教育制度内に位置づけられているが、一般の公立学校とは異なり、教育の私事性を拡大する存在として認識されていることを、政策文書・新聞記事・学術論文の検討・分析、イギリスへの訪問調査等を通じて明らかにした。特に、学術論文の検討では、現代民主主義国家における公教育においてしばしばみられる民主制の主体の形成(=公共性)と精神的自由の保障(=私事性)との対立をどう解決するかについて、信仰学校の

問題が、政治哲学の分野におけるリベラリズム対コミュニタリアニズムの論争として盛んに議論されてきたことを明らかにした。「5. 主な発表論文等」の雑誌論文7は以上の研究による成果である。この論文では、英国の信仰学校をめぐる1990年代以降の論争をまとめ、中でもニール・パートンウッドの妥協論に依拠することにより、英国の信仰学校政策を哲学的な観点から説明した。

(2) 信仰学校の設置に関する地方行政の役割ならびに設置認可/不認可の理由について明らかにしたこと。

私事性を拡大する信仰学校の設置が公教育制度内で認められている背景には、社会の多文化化や新自由主義的教育政策の進行がある。こうした社会的状況を受けて、教育行政機関は、教育効果やニーズや社会的一体性などの複数要因を総合的に判断して公教育制度をよりよいものにするための措置を講じる責任を負っていることを、学校問題調停官のレポートや学校編成委員会の議事録、さらには信仰学校設置問題に対する地方紙や機関紙の記事を通じて明らかにした。「5. 主な発表論文等」の雑誌論文3は以上の研究による成果である。この論文では、レスター市のムスリム中等学校の設置認可事例と、ロンドン、キングストン・アポン・テムズ区の国教会中等学校の設置不認可事例の検討を通じて、学校設置によって教育の公共性が担保されるかどうかは、学校の種類(信仰学校かどうか)ではなく、当該地域の教育効果やニーズや社会的一体性などの複数要因から判断されることを明らかにした。

(3) 公教育制度内の学校として信仰学校の今後克服すべき課題を明らかにしたこと。

さまざまな宗教団体、特に国教会とムスリムは自分たちの信仰学校を増やすことに意欲的である。近年公教育制度内において増加傾向にある信仰学校の今後の課題としては、各宗教団体の利害を超えた教育供給主体としての責任、すなわち教育の公共性への関与が積極的に求められていることを、宗教団体ならびに世俗主義的な団体の各主張を検討することによって明らかにした。「5. 主な発表論文等」の雑誌論文1は以上の研究による成果である。この論文では、イギリス最大の宗教団体である国教会と、大規模な世俗主義団体である英国ヒューマニスト協会の信仰学校についての見解を検討した。

上記(1)~(3)を通じて、イギリスにおける教育の公共性議論がどのように展開されているかの一端を明らかにできた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 7件)

1. 青木研作、「公教育における宗教とヒューマニズムについての一考察 現代英国の公費維持学校制度改革に注目して」、『学術研究 教育・生涯教育学編』、早稲田大学、査読無、57巻、2009年、pp.21-35.

2. 青木研作、「こんなものあり? "特色ある学校"とは:『教育の質向上を目指す英国のスペシャリスト・スクール』、『学校マネジメント』、明治図書、査読無、48巻1号、2009年、pp.58-59.

3. 青木研作、「教育の公共性と『学校の多様化』政策についての一考察 信仰学校の設置過程の分析を通じて」、『日英教育研究フォーラム』、日英教育学会、査読有、12巻、2008年、pp.85-100.

4. 青木研作、「世界の教室から～イギリス編 : 宗教団体設立の公立学校『信仰学校』」、『月刊ホームルーム』、学事出版、査読無、33巻第6号、2008年、pp.21-23.

5. 青木研作、「世界の教室から～イギリス編 : 専門領域をもつ公立学校『スペシャリスト・スクール』」、『月刊ホームルーム』、学事出版、査読無、33巻第5号、2008年、pp.28-30.

6. 青木研作、「世界の教室から～イギリス編 : 新しいタイプの中高等学校『アカデミー』」、『月刊ホームルーム』、学事出版、査読無、33巻第4号、2008年、pp.28-30.

7. 青木研作、「公教育をめぐる公共性と私事性の葛藤についての考察 英国の信仰学校に対する政治哲学的論争を参考にして」、『学術研究 教育・生涯教育学編』、早稲田大学、査読無、56巻、2008年、pp.29-39.

[学会発表](計 2件)

1. 青木研作、「英国の公費維持学校制度と信仰学校 その現状と課題」、『日本比較教育学会、2008年6月28日、東北大学

2. 青木研作、「学校の設置廃止に関わる教育行政についての一考察 イングランドの学校編成委員会に注目して」、『日本教育行政学会、2007年10月13日、神戸大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

青木 研作 (AOKI KENSAKU)

早稲田大学教育・総合科学学術院・助手

研究者番号: 20434251